

議案第 6 4 号

大口町基金条例の一部改正について

大口町基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、小口線整備に係る土地の先行取得が完了したことに伴い、土地開発基金の額を減額するため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町基金条例の一部を改正する条例

大口町基金条例(平成25年大口町条例第46号)の一部を次のように改正する。
別表第4土地開発基金の項中「260,646,634円」を「191,645,378円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

大口町基金条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第4（第4条、第7条関係）			別表第4（第4条、第7条関係）		
基金の名称	基金の額	会計名	基金の名称	基金の額	会計名
土地開発基金	<u>191,645,378</u> 円	土地取得特別会 計	土地開発基金	<u>260,646,634</u> 円	土地取得特別会 計

改正要旨

1 改正理由

町道小口線の先行取得が完了し、土地の買戻しを行ったことに伴い、令和元年度に原資を増額した分を基金から一般会計へ繰り出し、基金総額を減額します。

土地開発基金は公共の利益のため土地を先行取得するために定額の資金（原資）を運用する基金であり、原資が減額することとなりますので、令和3年度10月1日現在の基金総額に、今回補正額を減じた額を基金の額とする改正を行います。

2 土地開発基金の状況

基金の額（現在額）	261,668,378円①
令和元年10月1日補正増額	54,564,000円
令和2年 1月1日補正増額	15,459,000円
令和元年度補正増額合計	70,023,000円②（今回減額補正額）

補正後の土地開発基金の額（①－②）

$$\begin{aligned} & 261,668,378円 - 70,023,000円 \\ & = \underline{191,645,378円} \end{aligned}$$

3 施行期日

令和4年1月1日から施行します。